

課税標準の特例を受ける償却資産

償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、原則として、賦課期日における償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされています（地方税第349条の2）が、同法第349条の3並びに同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定される一定の要件を満たす償却資産については、同規定により、決定価格から一定の軽減率を乗じたものが課税標準となります。

※特例の適用を受ける場合は、それを証明する書類（届出書、許認可証、図面の写し等）の提出が必要です。

適用条項	特例対象資産	取得期間	適用期間	特例率	添付書類（一例）		
地方税法第349条の3	第2項	ガス事業用資産	最初の5年間	1/3	ガス事業法に規定する許可証（写）等		
			その後の5年間	2/3			
	第3項	農業協同組合等共同利用機械装置		3年間	1/2	国の補助金又は交付金を受けたものが分かるもの（写）など	
	第5項	内航船舶		期限なし	1/2	船舶原簿、船籍票及び登録票の写しなど	
	第27項	家庭的 保育事業用資産	H30.4.1～	期限なし	1/3 (わがまち特例)	認可を受けたことがわかる書類（写）等	
	第28項	居宅型 保育事業用資産					
	第29項	事業所内 保育事業用資産					
の4 第2項	熊本地震に係る 代替償却資産	H28.4.14～ R3.3.31まで	取得の翌年から 4年間	1/2	被災代替償却資産特例申告書、代替償却資産対照表、り災証明など		
附則15条	第2項	旧第1号 公共の危害防止施設等 ・汚水又は廃液処理施設	H30.3.31まで	期限なし	1/3 (わがまち特例)	特定施設設置（使用変更） 届出書（写）、仕様書など	
			H30.4.1～ R4.3.31まで		1/2 (わがまち特例)		
		第2号	公共の危害防止施設等 ・ごみ処理施設	H30.4.1～ R4.3.31まで	期限なし	1/2	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		第3号	公共の危害防止施設等 ・一般廃棄物最終処分場	H30.4.1～ R4.3.31まで	期限なし	2/3	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		第4号（イ）	公共の危害防止施設等 ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物処理施設	H30.4.1～ R4.3.31まで	期限なし	1/2	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		第4号（ロ）	公共の危害防止施設等 ・産業廃棄物処理施設	H30.4.1～ R4.3.31まで	期限なし	1/3	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
		第5号	公共の危害防止施設等 ・下水道施設	H30.4.1 R4.3.31まで	期限なし	3/4 (わがまち特例)	廃棄物処理施設設置許可申請書（写）、事業許可書（写）、仕様書など
第34項	浸水防止用設備	H29.4.1～ R5.3.31まで	5年間	2/3 (わがまち特例)	仕様書や取得時期・取得価格等がわかる書類など		
第38項	企業主導型 保育事業用資産	H29.4.1～ R3.3.31まで	5年間	1/3 (わがまち特例)	認可外保育施設設置届出書一式（写）、企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書（写）		
第41項	先端設備同導入計画に基づき取得した設備	H30.6.6～ R3.3.31	3年間	【ゼロ】 (わがまち特例)	計画書の申請書および認定書（写）、工業会等による仕様書等証明書など		

※わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）とは、地方税の定める範囲内において、個々の地方団体が課税標準の特例割合等を条例で定めることができる仕組みです。